

多面的機能支払に関する検討会



日時：令和7年3月25日（火）

場所：佐賀県庁10階部内会議室（南西角）

佐賀県 農林水産部 農山村課

検討会の内容

ご意見をいただきたいこと

(1) 多面的機能支払の推進体制の再構築について

検討会の概要について①

「佐賀県多面的機能支払に関する検討会」について

1 趣旨

県内における多面的機能支払交付金を活用した取組が、計画的かつ効果的に実施されるよう推進組織に助言するとともに、当該交付金の交付状況の点検や活動組織の取組に対する評価、指導及び助言を行うため「佐賀県多面的機能支払に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

2 検討事項

検討会では、次の事項について検討を行うこととする。

- (1)実施状況(取組面積、活動組織数、活動内容等)の点検及び助言
- (2)県が行う活動組織の取組に対する中間評価への助言や活動組織に対する指導及び助言
- (3)その他必要な事項

3 検討会の委員

検討会の委員は、学識経験者、市町関係者、消費者代表及びマスコミ関係者等、本対策の執行に当たって利害関係を有しない者とする。

区分	氏名	役職等
学識経験者	五十嵐 勉	佐賀大学 名誉教授
市町関係者	吉村 大樹	白石町農村整備課 課長
消費者等代表	市丸 初美	佐賀県農業士会 副会長
消費者等代表	佐藤 和歌子	NPO法人森林をつくろう 理事長
マスコミ関係者	澤野 善文	佐賀新聞社 常務取締役 (敬称略)

検討会の概要について②

4 検討会の開催計画

(1) 検討会は、佐賀県農林水産部農山村課長が開催する。

(2) 検討会は、令和元年度から令和6年度までの期間に必要な応じて開催する。

時 期	主な検討事項
令和2年3月18日 ※コロナで中止	検討会の発足、R元年度の取組状況、5ヵ年(R1年度から)の取組に対する助言等
令和3年2月2日～10日 ※コロナ禍の影響で、個別訪問で実施	R2年度の取組状況、R3年度の取組に対する助言等
令和3年10月8日	R3年度の取組状況及び5ヵ年の中間評価、R4年度の取組に対する助言
令和5年2月8日	R4年度の取組状況、R5年度の取組に対する助言等
令和6年7月 ※個別訪問	R5年度の取組状況及び5ヵ年の評価、施策評価(案)に対する評価等
令和7年3月	R6年度の取組状況及び今後の取組に対する助言等

内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度①	令和6年度②
取組状況、助言	○	○	○	○	○	○
評価			○		○	
備考	前期対策までの評価と今期対策への助言		中間評価		施策評価	今後の取組への助言

農業・農村の状況変化と制度創設

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現状・課題

- 農村における過疎化・高齢化等の進行による集落機能の低下や農業用施設の老朽化
- 農業用施設の適切な維持保全対策が必要

これまでの取組に対する評価

- 共同活動や向上活動による地域ぐるみの取組により、
 - ・ 農業用施設の適切な維持保全や整備
 - ・ 地域のコミュニケーションの活発化など、地域の活性化が図られている。
- 一方、集落が自立して自主的な活動を行うまでには至っていない。

本対策による継続的な集落への支援が必要

農地・水保全管理支払

農家・非農家ほか多様な団体の参画による地域ぐるみのクレークの泥上げ、農道の砂利補充、花の植栽等や農業用施設の長寿命化のための共同活動を支援

- 共同活動支援(H19～)
- 向上活動支援(H23～)

農業・農村の多面的機能の維持・増進

背景・必要性

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養や景観形成など多面的機能を発揮
- 農村における過疎化・高齢化等の進行により、地域の共同活動により支えられている多面的機能の発揮に支障
- 「農業・農村が有する多面的機能の適切な発揮」と「担い手の育成等構造改革」の後押しが必要
- 農業を産業として強化していく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業の多面的機能の発揮のための地域活動に対して支援する制度を創設

日本型直接支払制度(多面的機能支払)を創設

農地維持支払(H26～)

地域内の農業者が、農地を農地として維持していくため、共同で取り組む草刈り、水路の泥上げなどの地域活動を支援

資源向上支払(組替・名称変更)

地域内の農地や水路等の農業生産資源や農村環境の保全のための活動や、多面的機能の増進を図る共同活動を支援

施設の維持管理費の軽減・農村環境の保全・地域コミュニティの再形成

多面的機能支払交付金の目的

- ◆ 農業・農村は食料を供給する機能だけではなく、農業生産活動を通じて農地等が維持保全されることにより、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、様々な機能を有しており、このような多面にわたる機能による効果は、地域住民を含め広く国民全体が享受している。
- ◆ 近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域農共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあり、多面的機能とは・・・
- ◆ このため、**農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する。**



資料：農林水産省HP(農業・農村の有する多面的機能)



【参考】貨幣評価の試算結果

機能の種類	評価額
洪水防止機能	3兆4,988億円/年
河川流況安定機能	1兆4,633億円/年
地下水涵養機能	537億円/年
土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円/年
土砂崩壊防止機能	4,782億円/年
有機性廃棄物分解機能	123億円/年
気候緩和機能	87億円/年
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円/年

資料：日本学術会議(平成13年11月)

多面的機能支払交付金制度の内容①

多面的機能支払

農地維持支払



水路の泥上げ

資源向上支払



ひび割れの補修



生きもの調査



素掘り水路からの更新

○ 多面的機能を支える共同活動を支援

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等、地域資源の適切な保全管理のための推進活動

交付単価(10a当たり)

田 3,000円
畑 2,000円
草地 250円

資源向上支払(共同)

○ 地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- 水路、農道、ため池等、施設の軽微な補修
- 植栽による景観形成やビオトープづくり等の農村環境保全活動
- 多面的機能の増進を図る活動
- 田んぼダムの推進

交付単価(10a当たり)

田 2,400円
畑 1,440円
草地 240円

※加算あり

資源向上支払(長寿命化)

○ 施設の長寿命化のための活動

- 水路、農道、ため池等、施設の長寿命化のための補修・更新等
- ※原則、工事1件あたり200万円以下

交付単価(10a当たり)

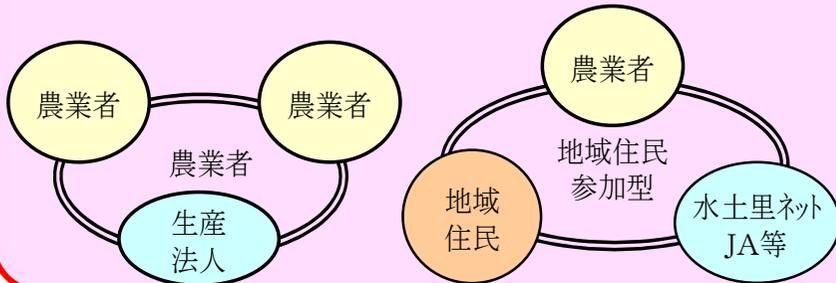
田 4,400円
畑 2,000円
草地 400円

多面的機能支払交付金制度の内容②

○対象者

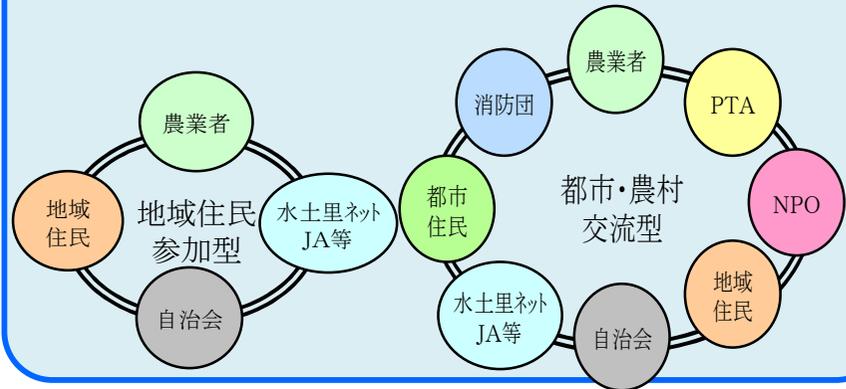
農地維持支払

- 農業者のみで構成される組織や、農業者を含む地域住民等で構成される組織
- 資源向上支払と同組織での取組が可能



資源向上支払

- 自治会や婦人会、老人会など地域住民を含む組織



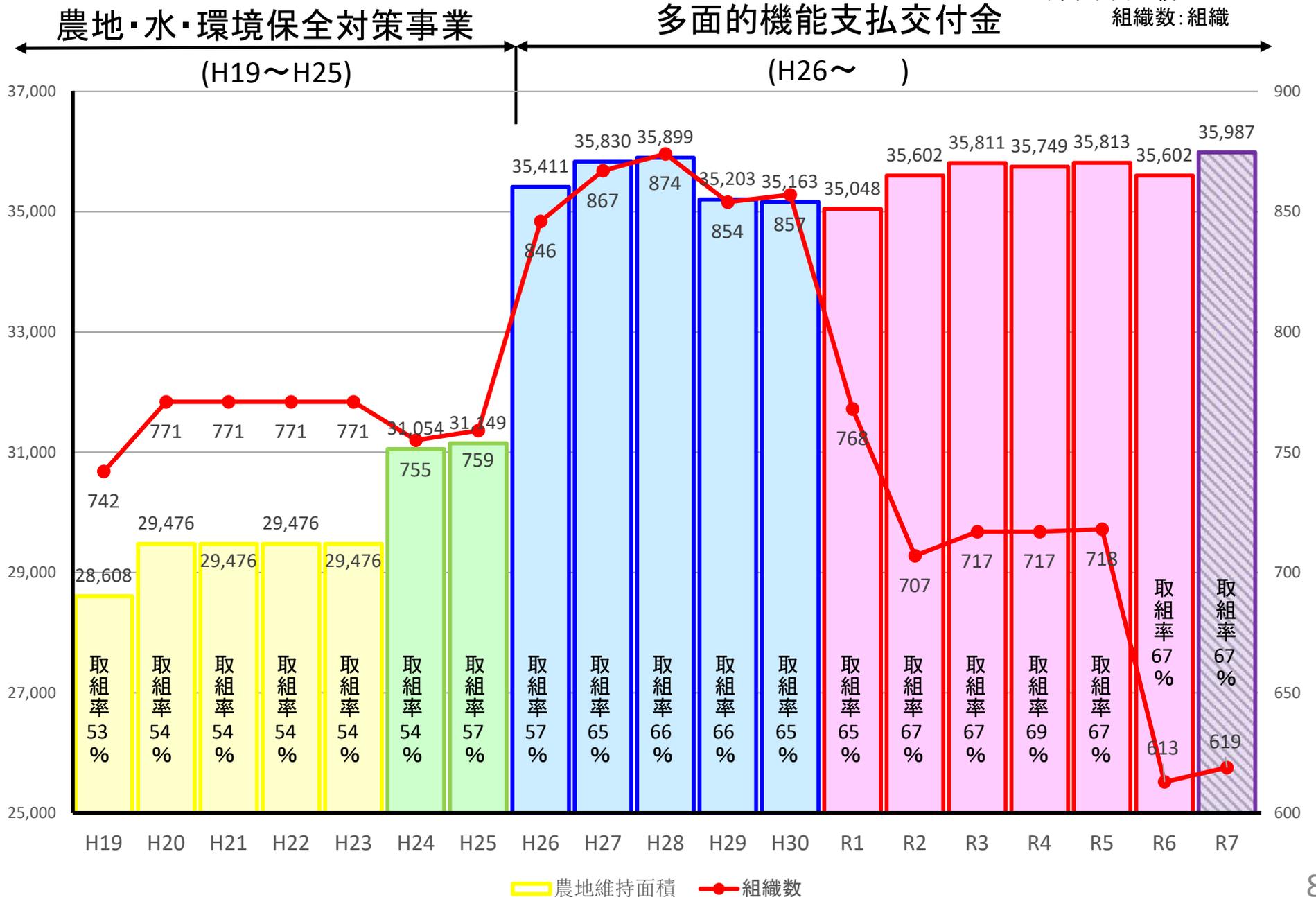
○対象農用地

- ・農振農用地・・・農振法に基づき農業振興地域内の農地(青地)として指定されたもの
- ・その他県知事が指定する農地

これまでの県内の取組状況

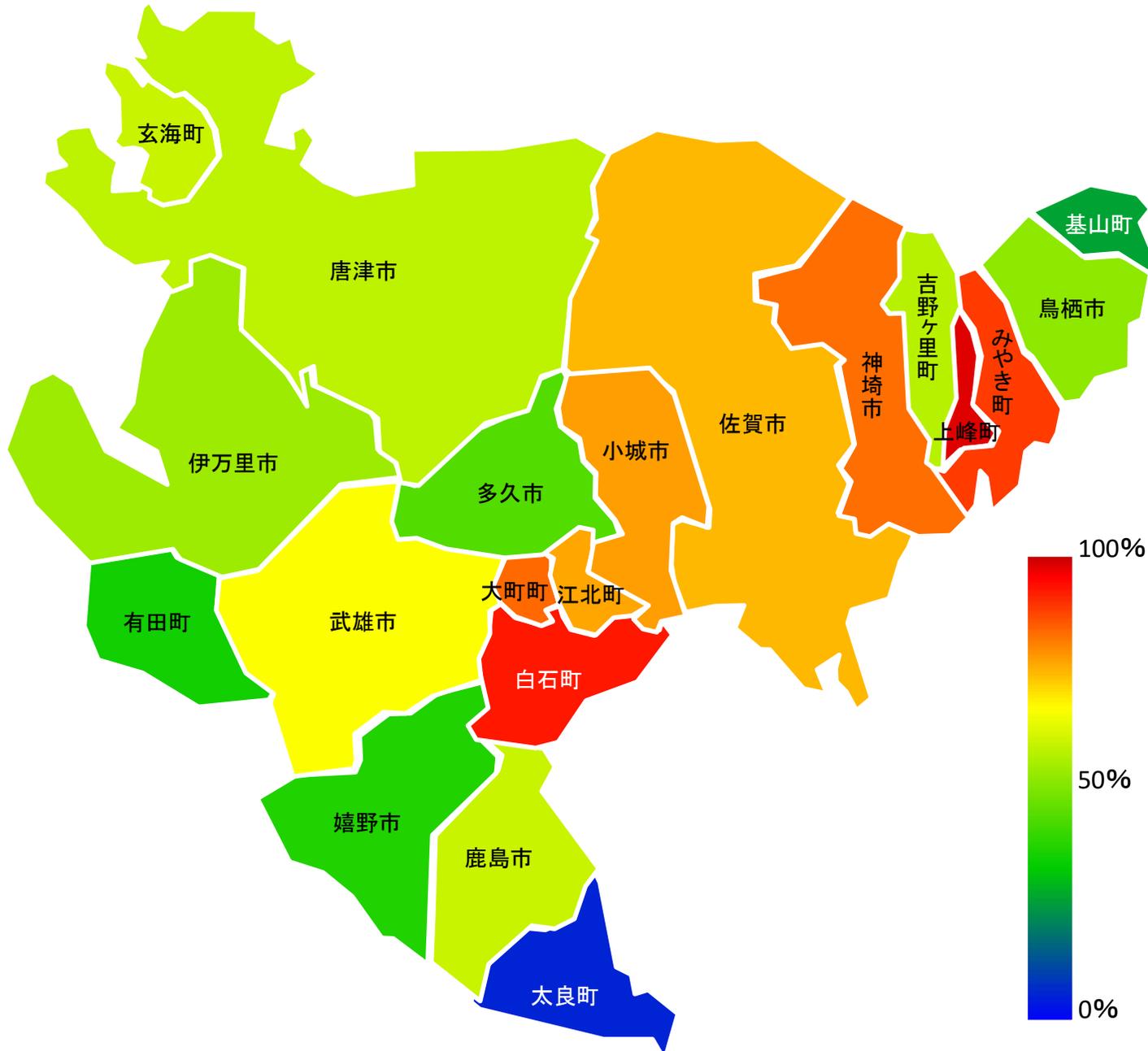
○農地維持支払の取組農用地面積及び組織数

(単位) 面積: ha
組織数: 組織



令和6年度の県内の取組実績(カバー率)

○農地維持支払の農用地に占める取組率(カバー率)



R6実績

市町	組織数	農振農用地 (ha)	取組面積 (ha)	取組率
佐賀市	49	10,826	8,165	75%
多門市	28	1,490	663	44%
小城市	1	3,393	2,635	78%
神埼市	41	3,063	2,554	83%
吉野ヶ里町	25	952	547	57%
鳥栖市	13	1,147	596	52%
基山町	8	290	75	26%
上峰町	20	428	420	98%
みやき町	22	1,920	1,717	89%
唐津市	90	6,971	4,037	58%
玄海町	1	1,264	764	60%
伊万里市	78	3,542	1,912	54%
有田町	19	648	226	35%
武雄市	72	3,213	2,168	67%
大町町	5	281	236	84%
江北町	20	1,246	958	77%
白石町	68	5,679	5,271	93%
鹿島市	7	2,876	1,729	60%
嬉野市	44	2,311	859	37%
太良町	2	1,386	70	5%
合計	613	52,926	35,602	67%

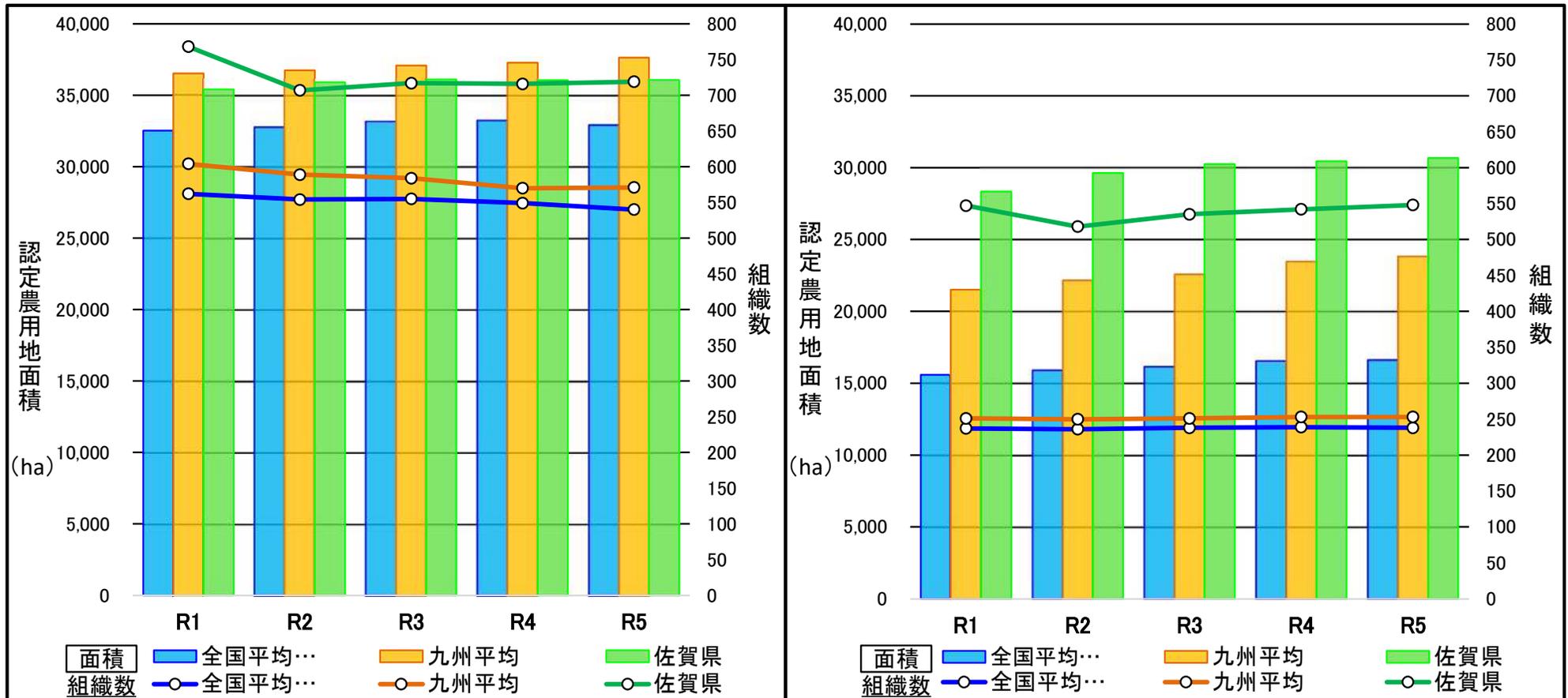
(参考)

	ほ場整備 済面積	取組面積 (ha)	取組率
水田	33,416	31,690	95%

全国における佐賀県の位置づけ

○農地維持支払の認定農用地面積と組織数の変遷(R1～R5)

○資源向上(長寿命化)の認定農用地面積と組織数の変遷(R1～R5)



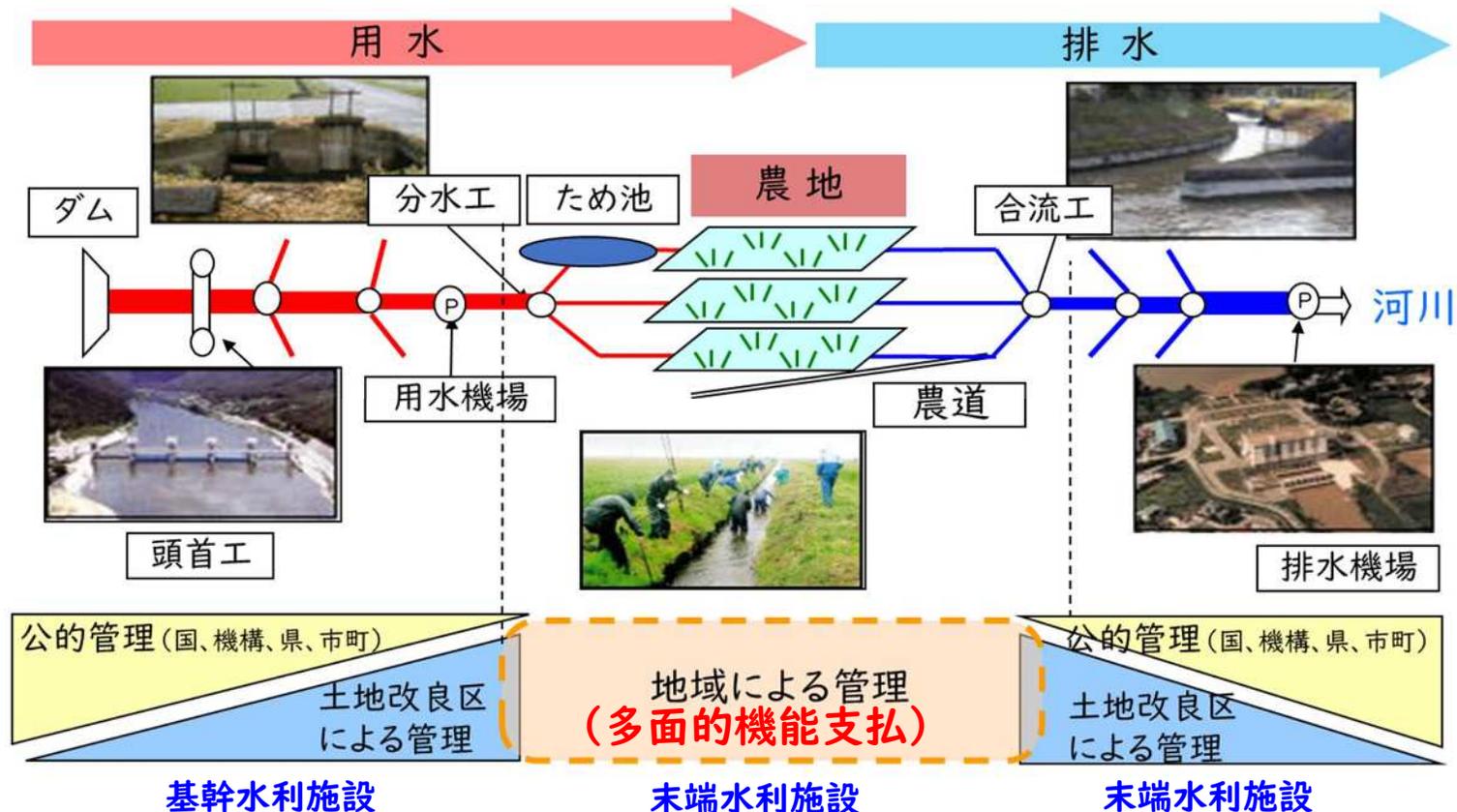
令和5年度多面的機能支払交付金実施状況(農林水産省HPより)

佐賀県の農地維持支払の取組面積は全国平均と比べても同程度(取組率は全国6位)
 資源向上支払(長寿命化)の取組面積は全国平均より大きく、組織数も全国平均より多い。これは佐賀県が全国に先駆けて圃場整備などの生産基盤の整備を行ったことにより、施設の老朽化が進んでいることが要因と考えられる。

多面的機能支払の推進体制の 再構築について

佐賀県の多面的機能支払の推進に向けて

- 現下の人口減少下においては、高齢化や担い手の減少により、農地・農業水利施設等の保全管理に対する加重感が増大し、今後とも、農業農村が有する多面的機能を県民が享受できるよう、農地・農業水利施設や農村環境を適正に保全管理していくことが重要。
- このため、農業水利施設の基幹～末端施設に至る、市町・土地改良区・多面組織がそれぞれの役割に応じて、適正管理に向けた取組を「改善」しながら、効果的な取組を「継続」していく必要がある。



活動組織の声(アンケートから)

R1～R5年の活動状況について調査

○活動組織の代表者の状況

- 10年以上代表を務める組織の割合が約10%
年齢層は60歳以上が約90%、約20%は後継者なし

○活動参加者の状況

- 年齢構成は5年間でほぼ変化なし(65歳以上が55%程度)
- 非農家の参加率は40%強

○多面的機能支払に取り組まない場合の、地域活動への影響

- 約80%が地域活動が「減少する」又は「行わない」と回答
- 約75%が地域での話し合いが「減少する」又は「行わない」と回答

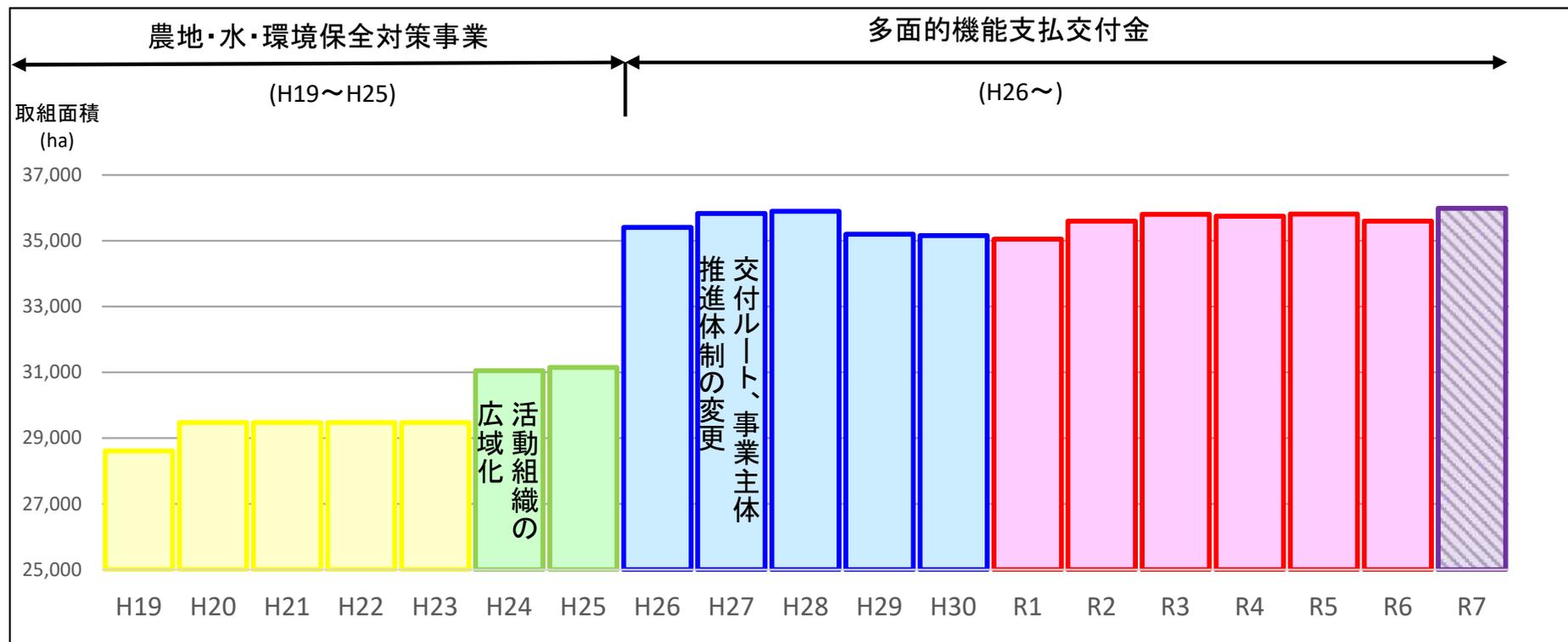


**地域の共同活動や話し合いの実施のために、
多面的機能支払への取組を継続していくことが重要である。**

これまでの国の制度の改正内容

○国はこれまで、安定的に活動を継続させる取組を実施

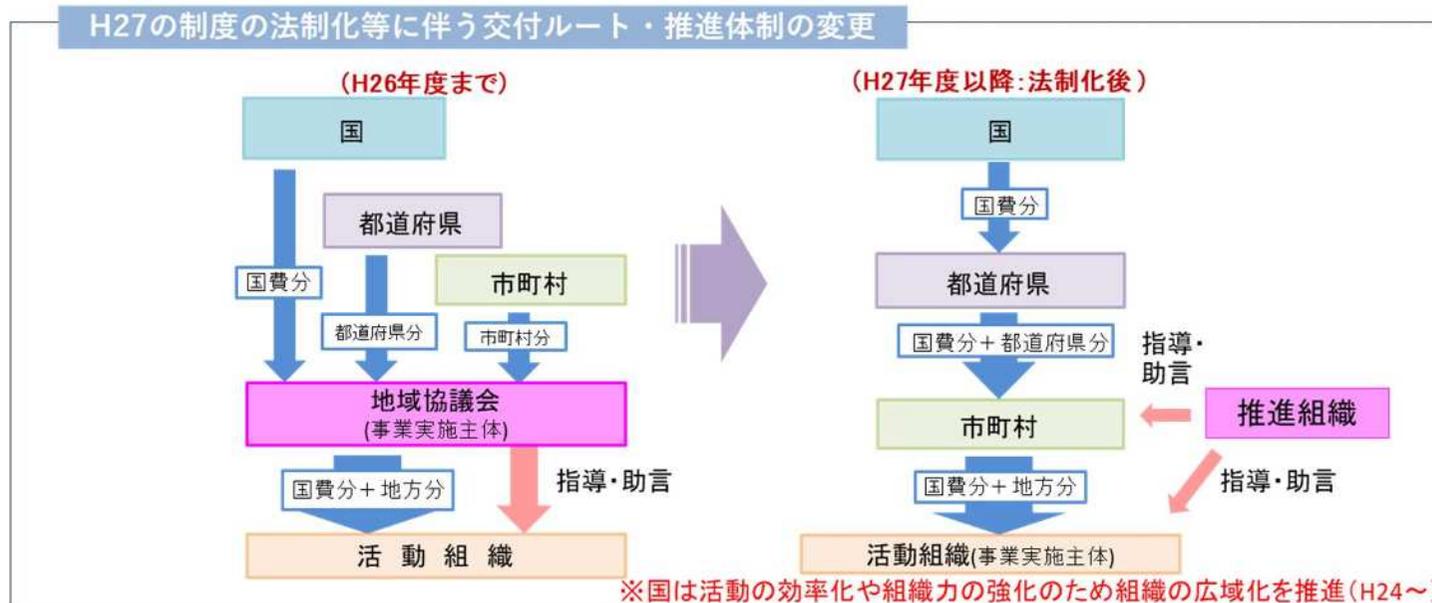
	国の取組	目的・概要
①	活動組織の広域化（H24～）	役員や事務の担い手不足、参加者の減少などの課題解決のため、組織を広域化し、組織に体制強化や活動の効率化を推進
②	法制化に伴う補助金の交付ルートの変更（H27～）	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置付け、安定的に予算を確保するため、他事業と同様の補助金の流れに変更
③	事業主体の変更（H27～）	交付ルートの変更に伴い、事業主体が地域協議会から活動組織に変更
④	推進体制の変更（H27～）	交付ルートの変更に伴い、推進組織が活動組織への指導・助言を実施



国の制度改正に伴う県内の取組状況の変化

○国の制度改正に伴い、取組状況が変化

	国の取組	目的・概要 (抜粋・再掲)	改善された点	懸念される点
①	活動組織の広域化 (H24～)	組織に体制強化や活動の効率化を推進	・事務の合理化による負担の減 ・資機材・人材等の融通が可能	・広域組織内の各集落での話し合いの減少、質の低下
②	法制化に伴う補助金の交付ルートの変更 (H27～)	安定的な予算の確保	・他の補助事業と流れが同じになり、市町等の事務がわかりやすい	・活動組織と元々事業主体であった推進組織との関係が希薄に
③	事業主体の変更 (H27～)	交付ルートに伴う	同上	・活動組織への支援が十分行き届かず、地域任せになりがち
④	推進体制の変更 (H27～)	交付ルートに伴う	特になし	・推進組織は組織との関係が希薄になり、事業管理や指導・助言が不十分に



国の制度改革に対する佐賀県の評価

○広域化について

→事務を合理化できた半面、各集落の話し合いが希薄に

○補助金の流れの変更について

→交付金事務が簡素化した半面、市町や推進組織と活動組織の関係が希薄に
また、活動組織への予算が、活動費(話し合い)助成から補助金化(整備を重要視)



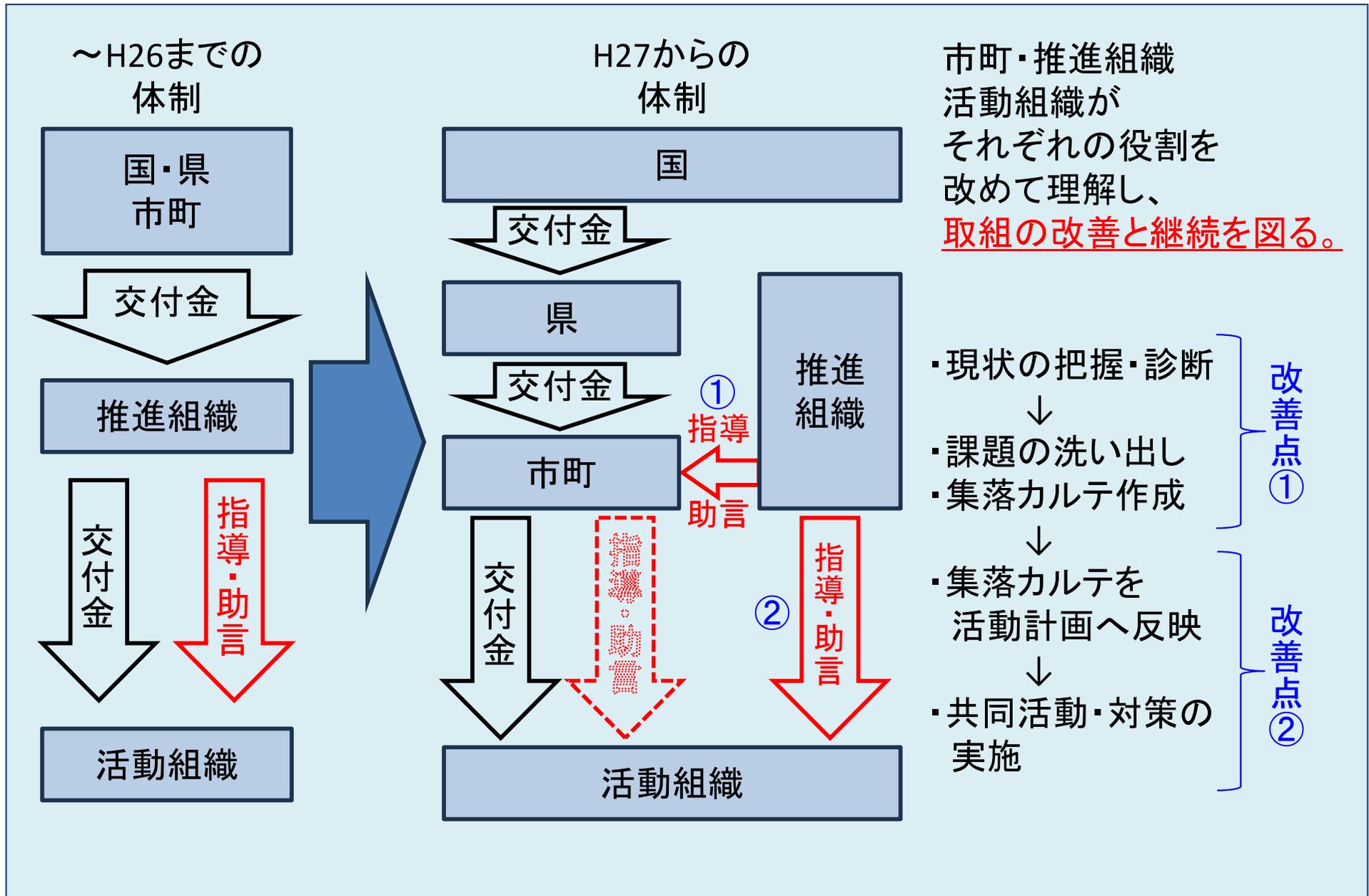
「地域自ら話し合い、地域ぐるみで行う共同活動」が行われなくなる恐れ



多面的機能支払を活用した共同活動が、地域の実態に合わせて継続できるよう、県・市町・推進組織それぞれの関わり方などを改善していく必要がある。

- 制度理念の再確認
- 共同活動の実施体制の再構築
- 役割の明確化

推進体制と今後の改善点



今後の推進について(案)

○国の制度改正に伴って変化した取組の状況を県・市町・推進組織・活動組織が一体となって改善しながら、地域の共同活動や話し合いの実施のために、多面的機能支払への取組を継続していくことが重要である。

【具体的な取組】

〈見える化〉

推進組織：集落カルテを各市町へ共有

市町：現状の課題ごとのカテゴリー分け
(話し合い・合意形成不足、後継者・参加者不足、事務処理への不安など)

〈聞き取り〉

市町・推進組織：組織への聞き取りを実施し、課題や今後の方向性を整理

特に重度なものからやる

〈実践後のフォロー〉

県・市町・推進組織
実践した効果を検証
効果の横展開

〈対策の実践〉

市町・推進組織：組織との座談会、組織同士の意見交換会、先進組織(優良組織)との交流・意見交換の場などの実践

組織へのアンケート結果について

参考資料 1

○内容

今後、本体交付金を活用した地域活動において、これからの人口減少により活動の継続が困難になると考えており、この課題解決に向けて、組織の現状を把握するためにアンケート調査を行った。

○対象

活動開始から5年以上経過の組織

○実施期間

令和7年1月7日(火)～令和7年2月21日(金)

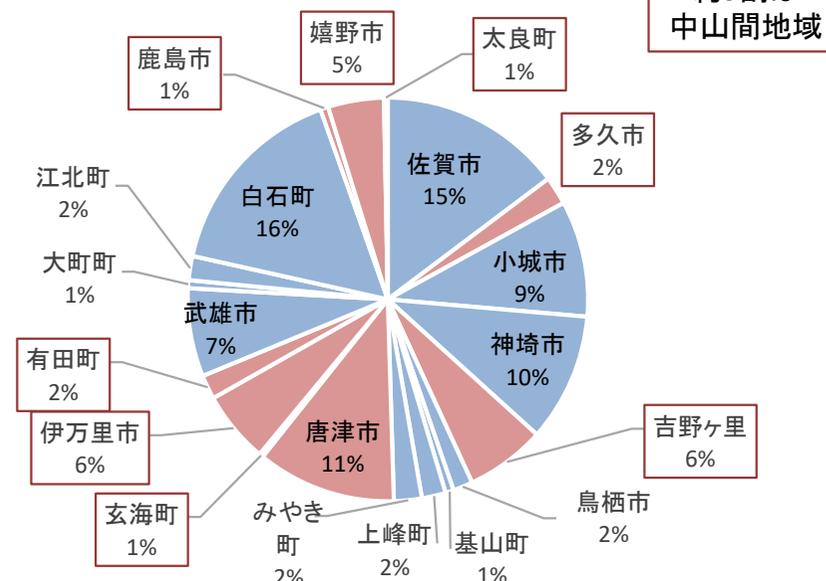
○依頼数 n=266(調査票数)

※アンケートの許容誤差を5%と設定し、

県内の活動組織(870組織)からどれだけの回答を得るべきかを算出した。

○回収率

117%(311票/266票)

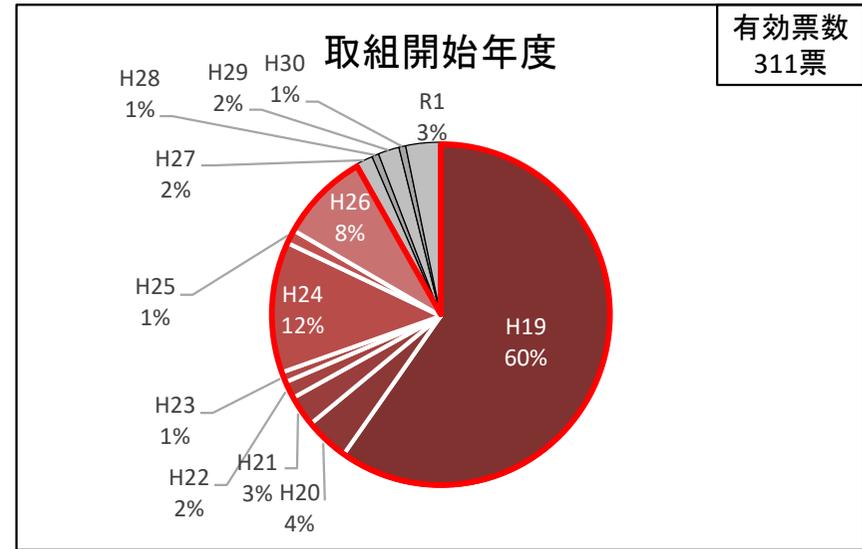


アンケート結果について①

1. 活動組織について

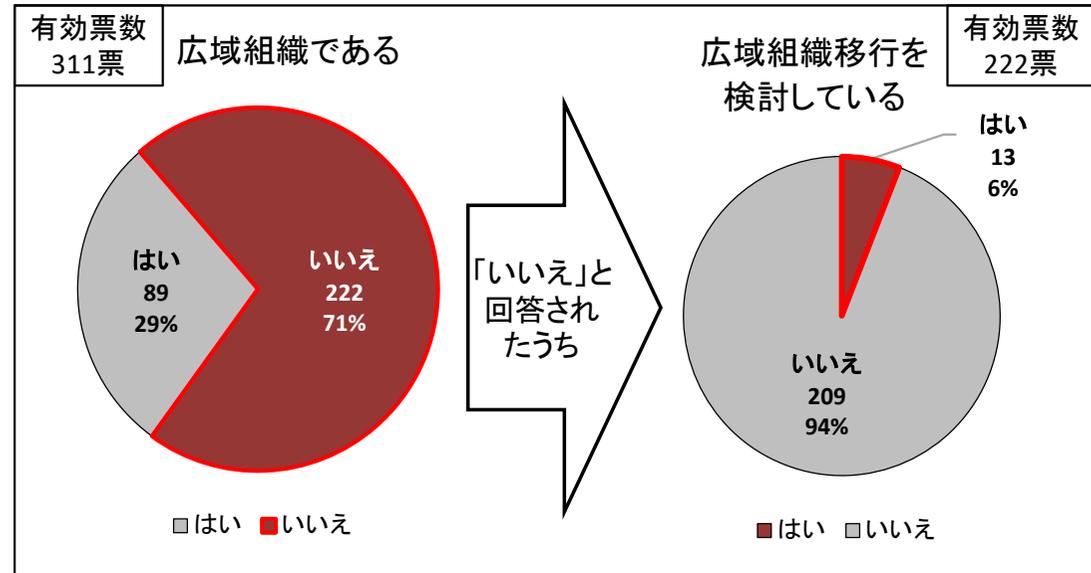
(1) 多面機能支払の取組開始年度

→ 約9割の組織は取組開始から10年以上が経過。
(農地・水制度はH19～, 多面制度はH26～)



(2) 広域での活動状況 及び、広域への移行の検討状況

→ 約9割以上の組織は
広域への移行は考えていない



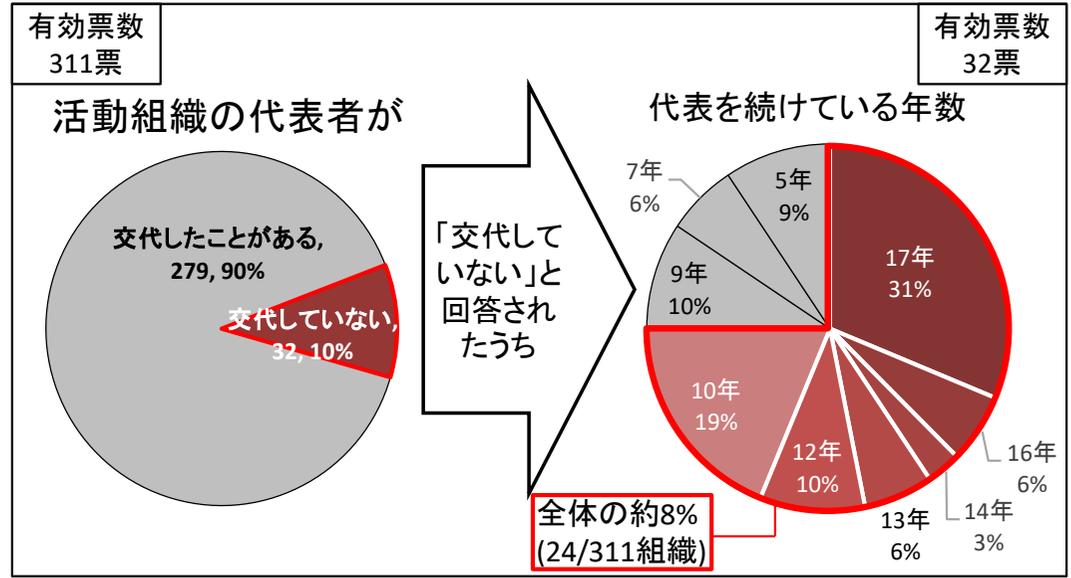
アンケート結果について②

2. 地域づくりのリーダーについて (1) 組織の代表者の交代の有無

→全体の約8%の24組織は10年以上代表者が交代していない。

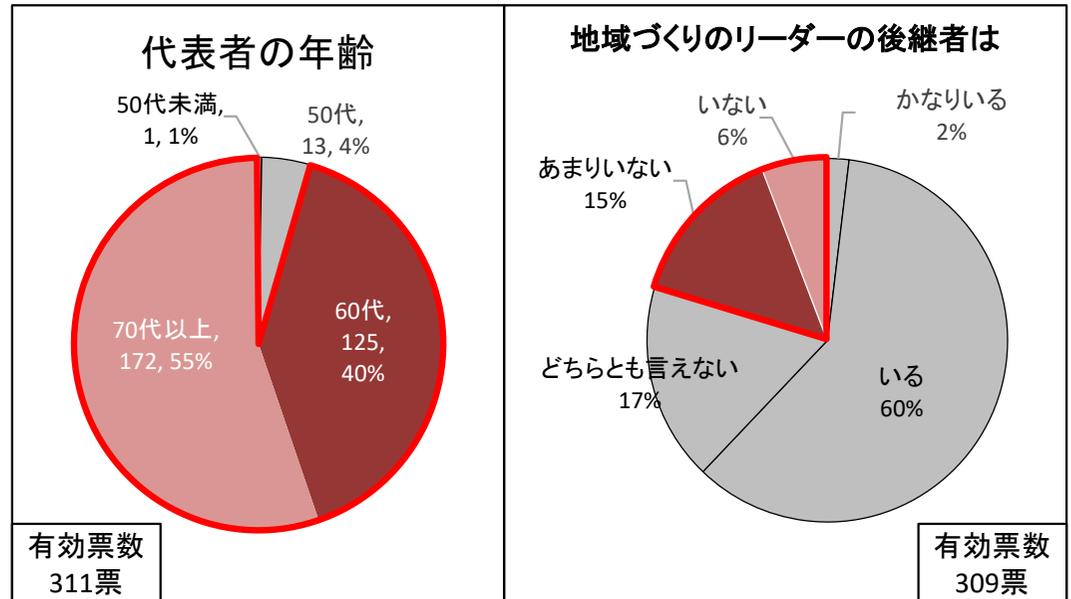
8%(H19～H26)の内訳(今回集計分)

佐賀市×9組織、多久市×1組織、小城市×2組織
吉野ヶ里町×3組織、基山町×2組織、上峰町×1組織
唐津市×8組織、伊万里市×2組織、有田町×1組織
武雄市×1組織、白石町×1組織、嬉野市×1組織



(2) 組織の代表者の年齢 及び後継者の有無

→代表者の約9割は60歳以上。
約2割の活動組織は後継者がいない。



アンケート結果について③

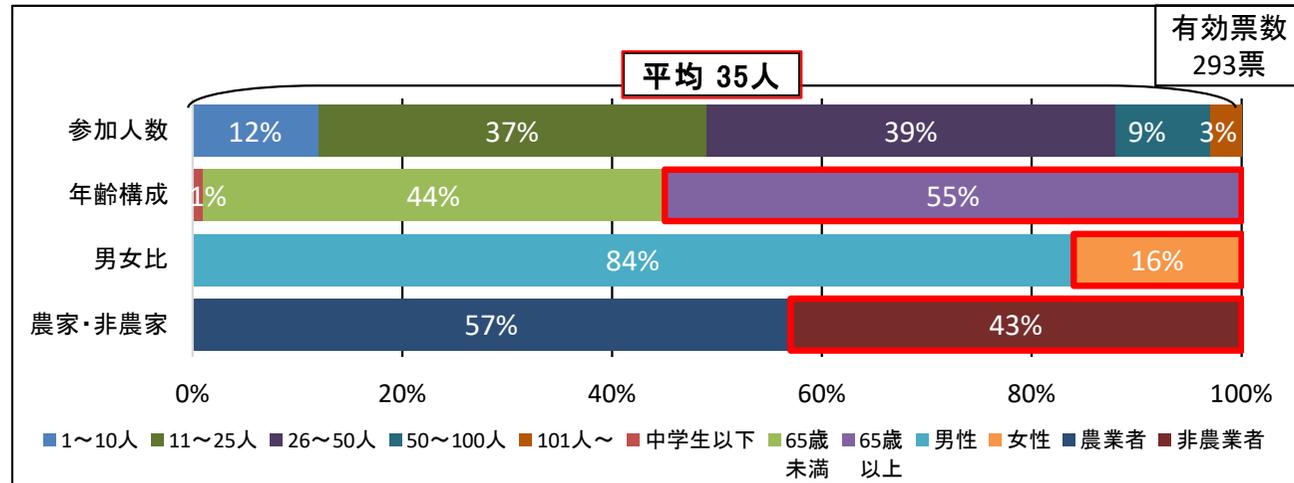
3. 直近1年間での活動への参加状況

(1) 1回の最大参加人数とその年齢構成、男女比、農家非農家割合

- 農地維持支払
草刈り・泥上げ等の
基礎的な保全活動



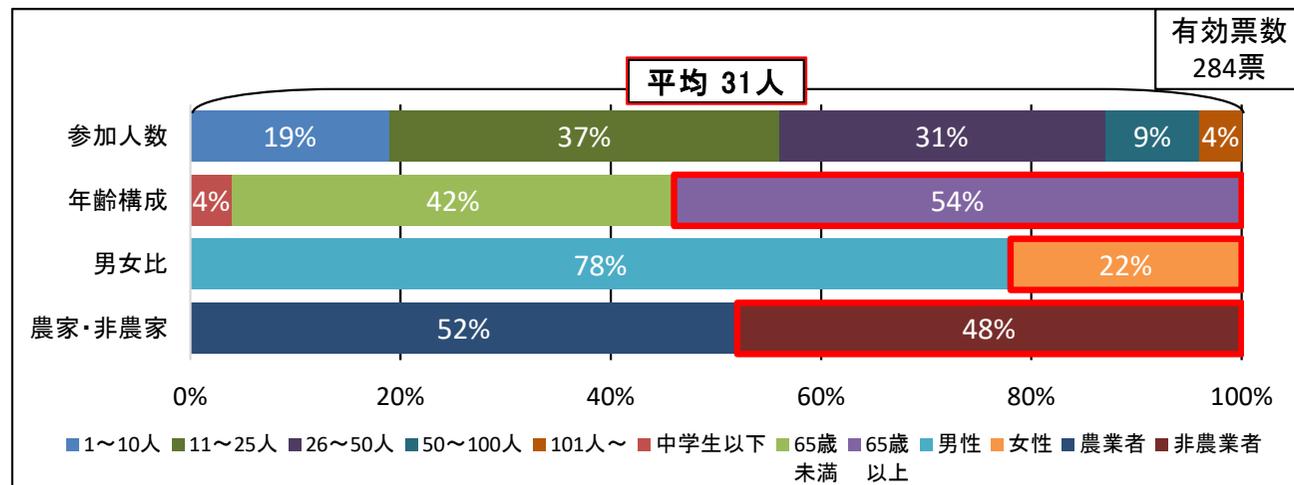
〈水路泥上げの様子〉



- 資源向上支払(共同)
施設の軽微な補修や
農村環境保全活動等



〈植栽活動の様子〉



- いずれも平均して30人以上が参加
- 参加者の半分は65歳以上。
- 女性の参加割合は2割ほど。
- 非農家の参加が全体の4割を超える

アンケート結果について④

3. 直近1年間での活動への参加状況

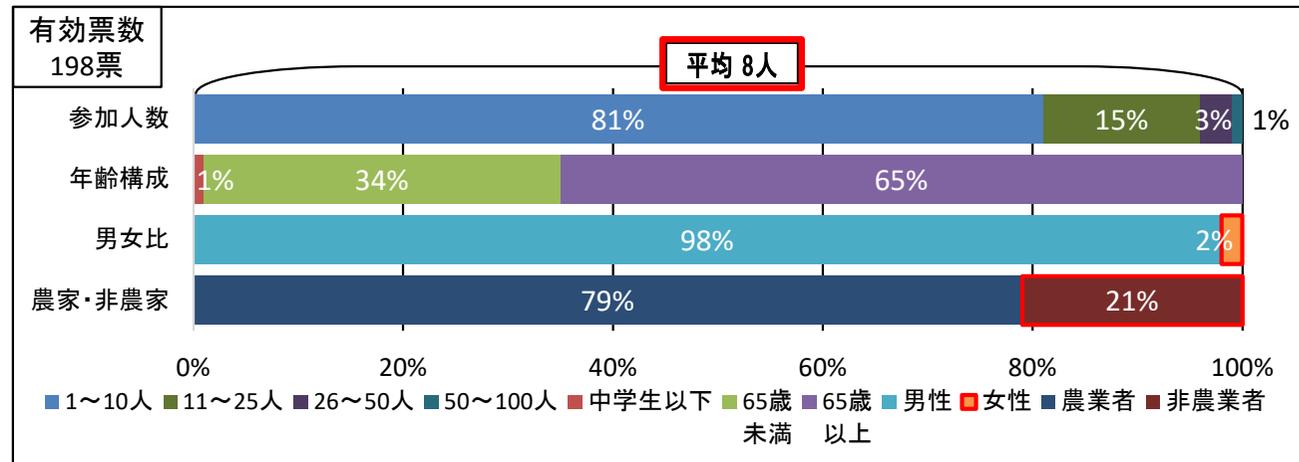
(2) 1回の最大参加人数とその年齢構成、男女比、農家非農家割合

○ 資源向上支払(長寿命化)

水路や農道などの
長寿命化のための補修・更新

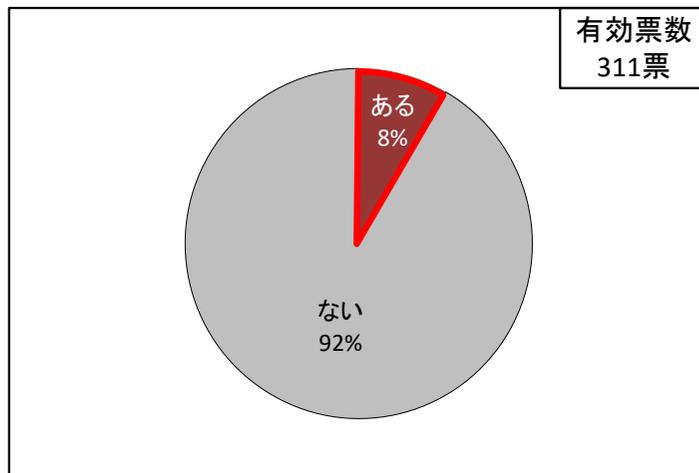


〈農道舗装活動の様子〉



➡ ○参加者が少なく女性や非農家の割合も少ない

4. 近隣の別組織と合同での活動状況



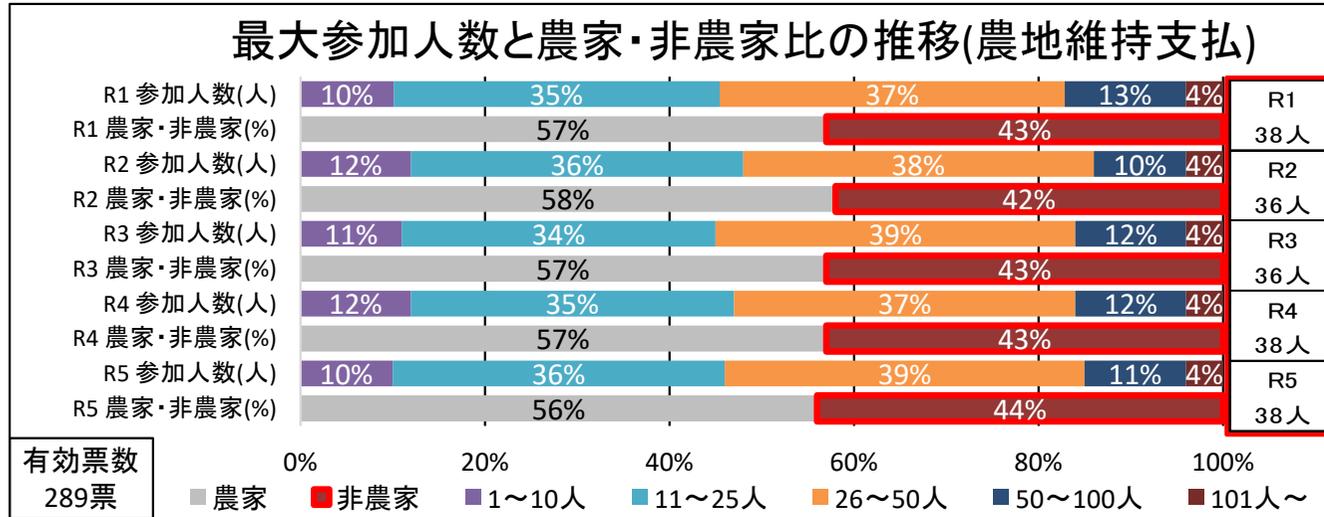
→「ある」と答えた組織の主な活動内容

- 草刈り・泥上げなどの『農地維持』活動
- 水路の簡易補修や地域の美化活動などの『資源向上(共同活動)』活動
- 農道の舗装や水路護岸対策などの『資源向上(長寿命化)』活動

アンケート結果について⑤

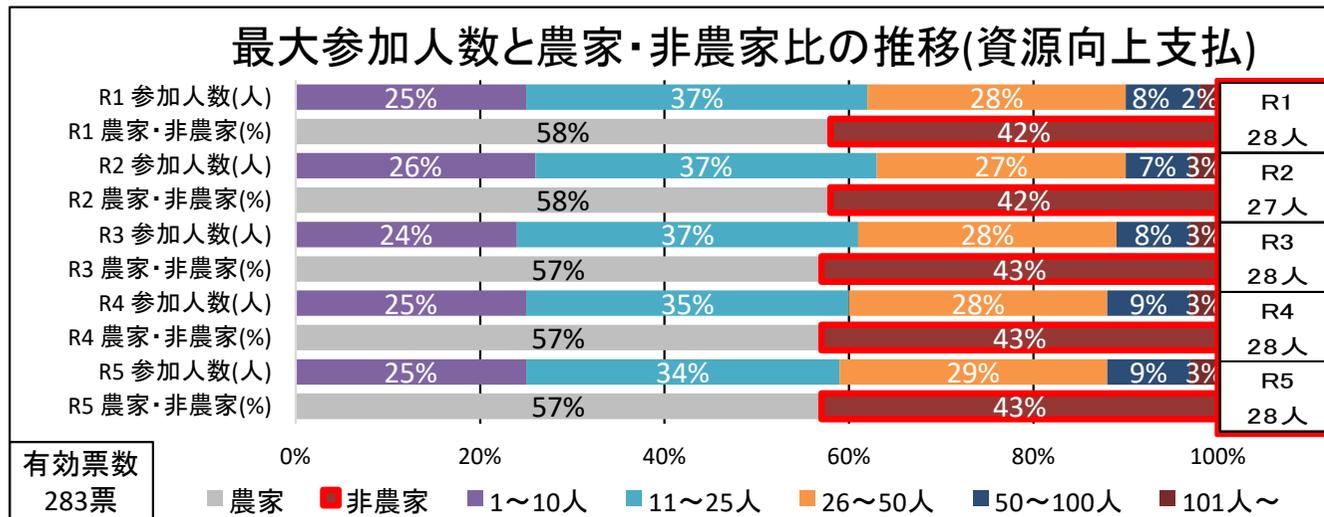
5. 5年間の活動状況の推移(R1~R5)

(1) 1回の最大参加人数、農家非農家割合



草刈りの様子

〇ここ5年間で参加人数、非農家の割合に大きな変動は見られない。

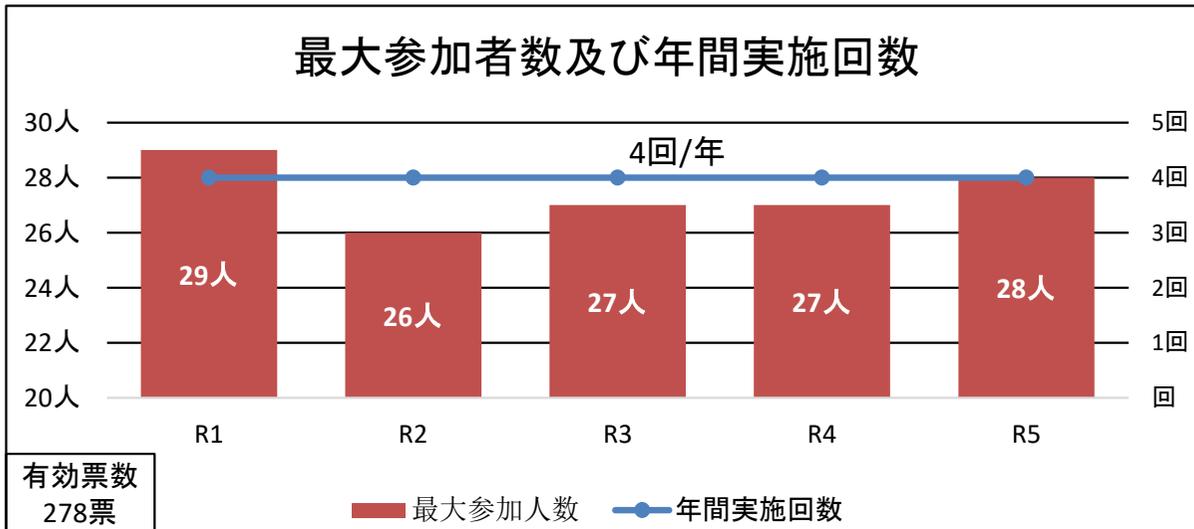


水路補修の様子

アンケート結果について⑥

6. 5年間の多面に関する話し合い実施状況の推移(R1～R5)

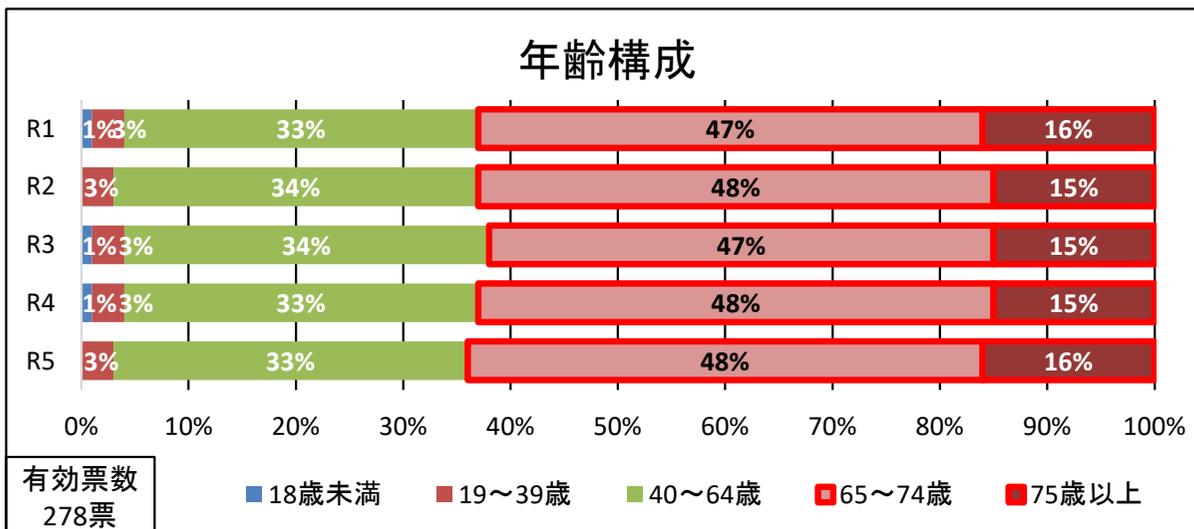
(1) 年間実施回数、1回の最大参加人数、年齢構成、農家非農家割合、男女比



話し合いの様子

○ここ5年間で地域の話し合いの参加者数及び年齢構成に大きな変動は見られない。

○参加者の6割以上が65歳以上。

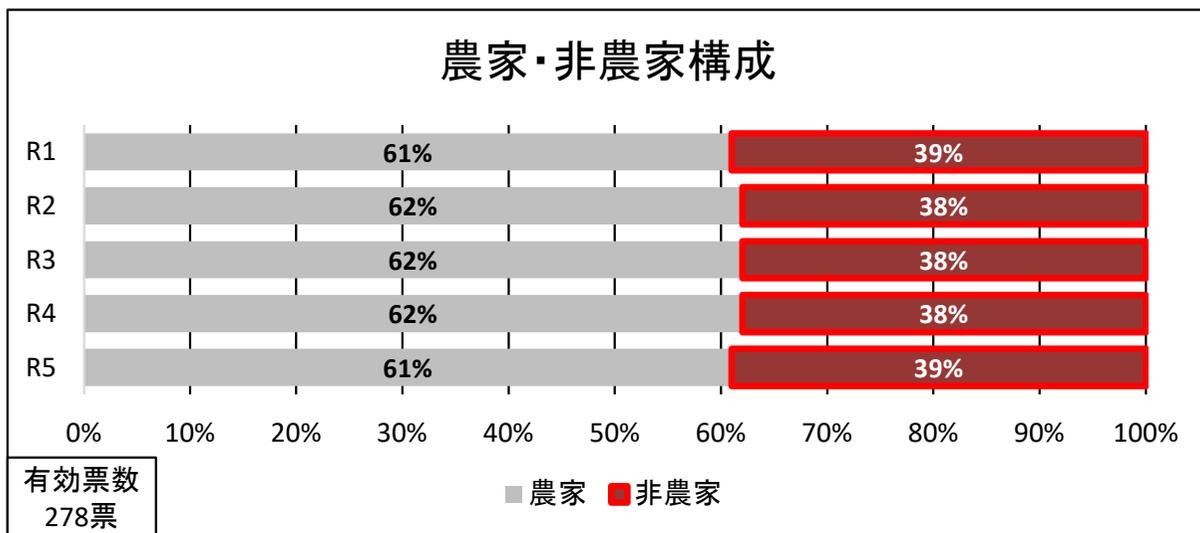


話し合いの様子

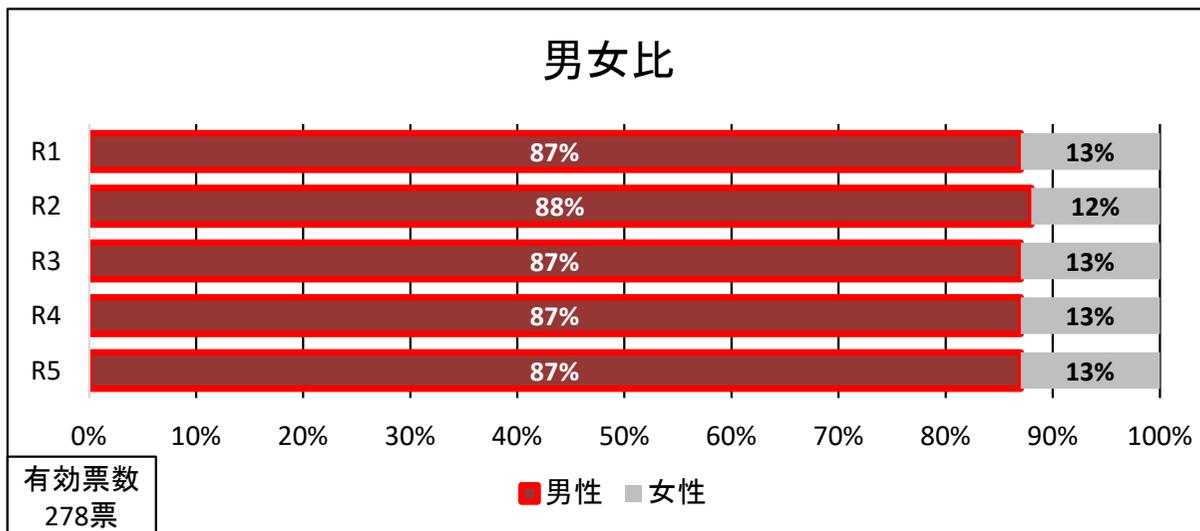
アンケート結果について⑦

6. 5年間の多面に関する話し合い実施状況の推移(R1~R5)

(2) 年間実施回数、1回の最大参加人数、年齢構成、農家非農家割合、男女比



話し合いの様子



○ここ5年間で農家・非農家の割合及び男女比に大きな変化はない。
○男性の割合が約9割を占める

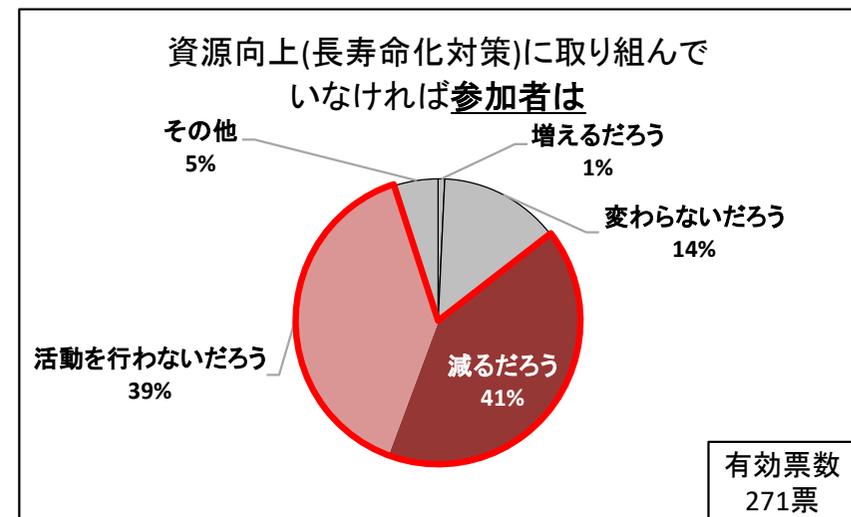
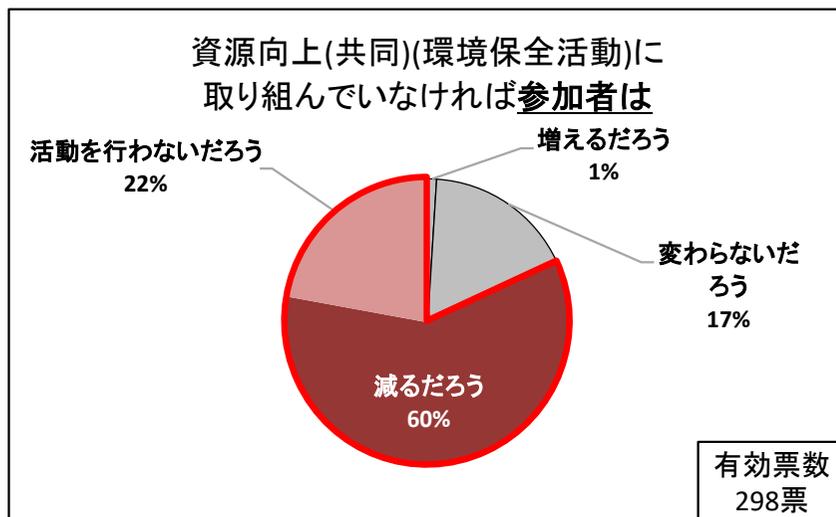
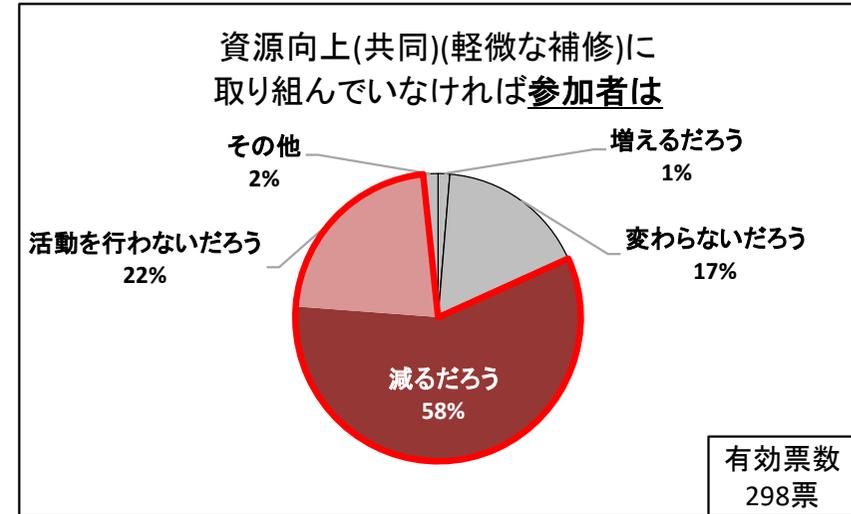
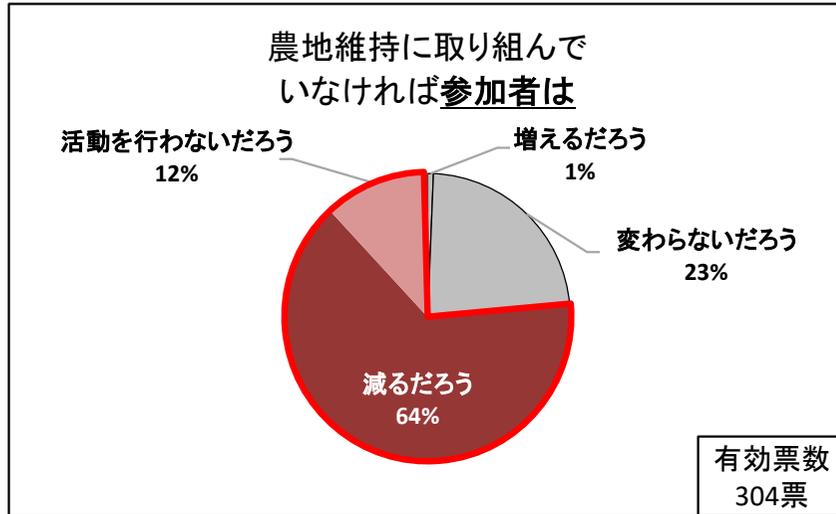


話し合いの様子

アンケート結果について⑧

7. 多面的機能支払交付金活動の参加者について

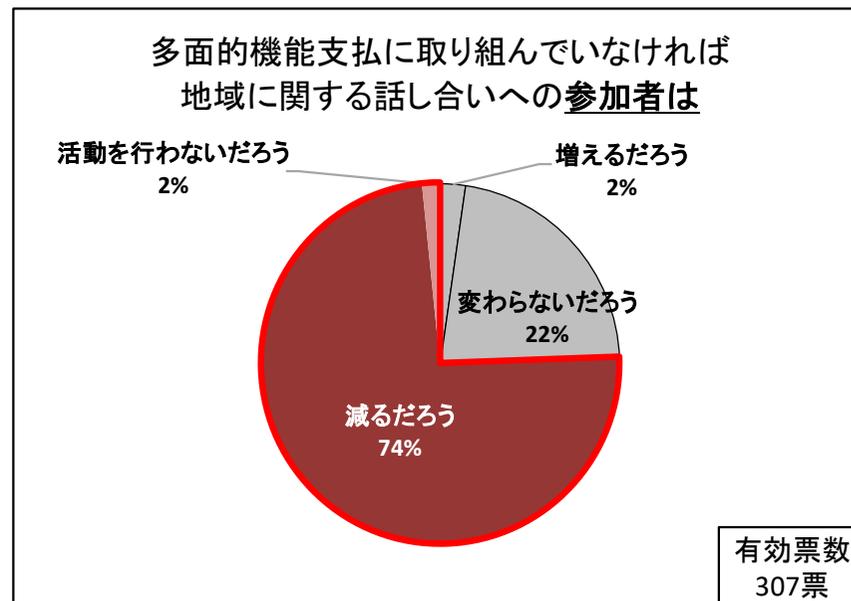
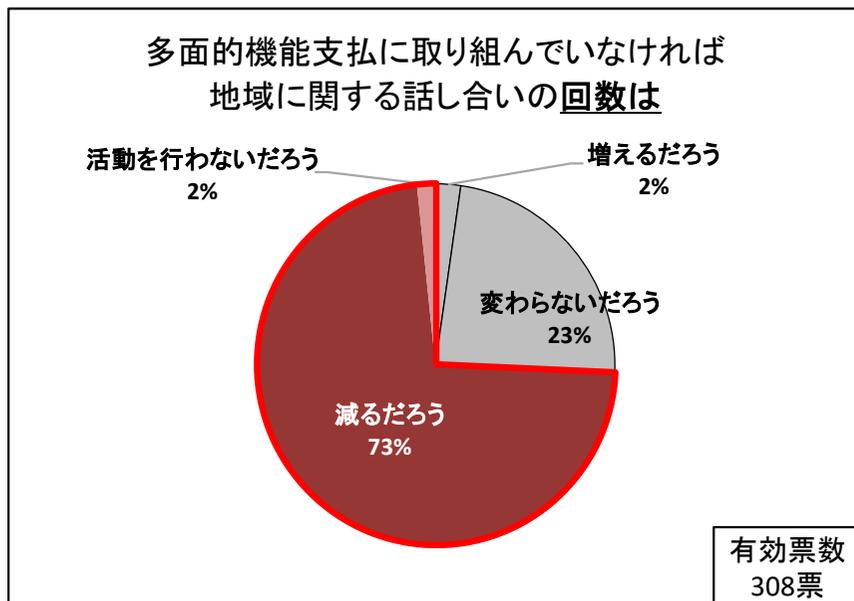
(1)もし、多面的機能支払に取り組んでいなければ、今の活動に影響があると思うか？



アンケート結果について⑨

3. 多面的機能支払交付金活動の参加者について

(2)もし、多面的機能支払に取り組んでいなければ、地域に関わる話し合いの回数や参加者数に影響があると思うか？

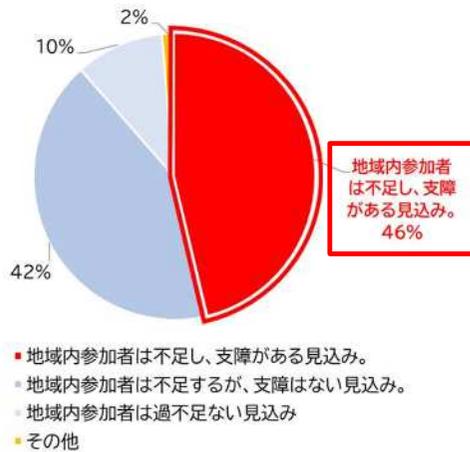


→多面的機能支払へ取り組まなくなった場合、地域の農地・農業用施設の保全管理に関する活動について約8割は活動が減る、もしくは活動を行わないだろうとの意見があり、地域での話し合いについても約7割が減少するだろうとの意見だった。

- 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

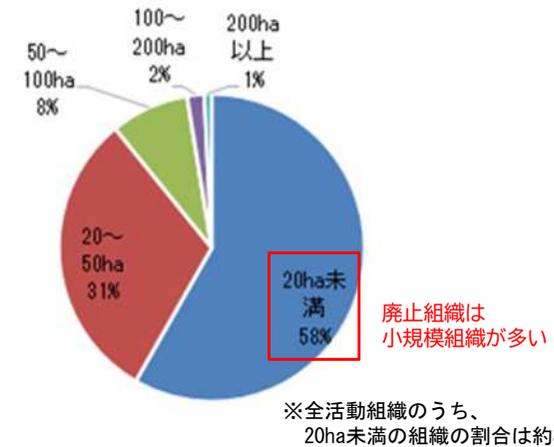
○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



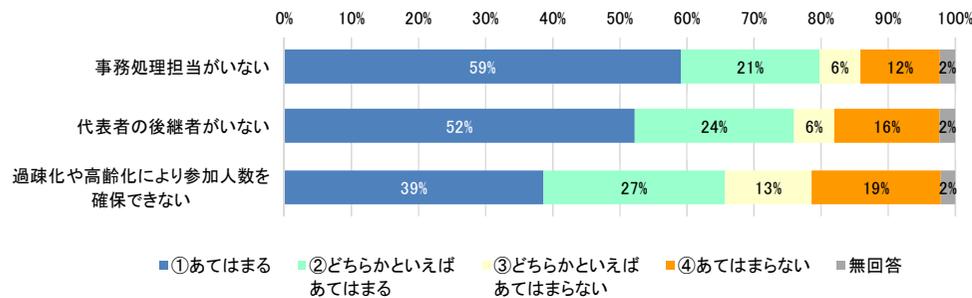
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



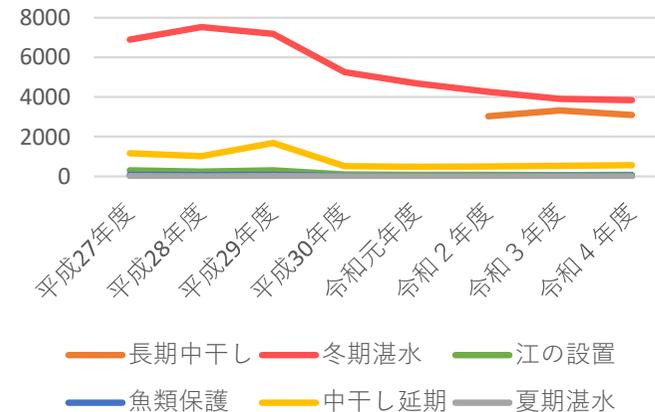
資料：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○ 環境直払の取組別実施面積



国の多面的機能支払の次期(第3期)対策について

【令和7年度予算概算決定額 50,048 (48,589) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都道府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用 ④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都道府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 ③	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、 「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
	水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	田 400	320

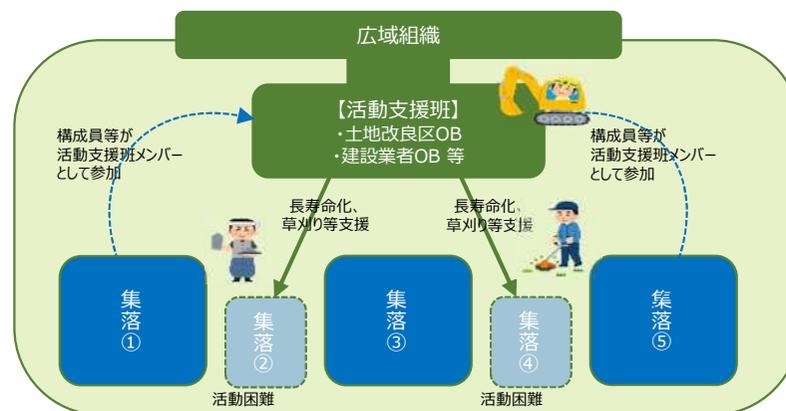
(円/10a)

項目	交付単価	項目	交付単価	
② 環境負荷低減の取組への支援	長期中干し	① 組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと 40万円/組織	
	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合			
	冬期湛水			※広域活動組織内の集落をまわいで共同活動を支援することを目的として設置される班
	夏期湛水			
	中干し延期			
	江の設置等			
作溝実施				
作溝未実施	3,000			

①組織の体制強化への支援

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を加算する。

活動支援班とは



●活動支援班の定義・要件

- ・複数の集落※1で構成される広域活動組織※2において、活動組織内の集落をまたいで共同活動※3を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

※1 農林業センサスにおける農業集落をいう。（多面的機能支払交付金実施要領第1の4の（7）参照）

※2 活動支援班加算の制度の目的は、「活動支援班の設置」だけでなく、「広域活動組織の設立」を促進することであり、既に広域活動組織となっている組織が面積を拡大する場合や令和6年度までに広域活動組織を設立し広域化加算を受け取っていない場合は、支援の対象外。（増進項目は対象となる。）

※3 水路の草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動、長寿命化の取組だけでなく、農村環境保全活動等も対象。

②環境負荷低減の取組への支援

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、これまでの環境保全型農業直接支払交付金において支援対象としてきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援を資源向上支払の加算措置（みどり加算）として追加する。

	令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織又は広域活動組織
対象取組と支援単価	<p>【全国取組】</p> <p>長期中干し：800円/10a</p> <p>【地域特認取組】</p> <p>冬期湛水：4,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a 冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a 江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a</p>	<p>長期中干し：800円/10a</p> <p>冬期湛水：4,000円/10a</p> <p>夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等：4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施）</p> <p>（冬期湛水は多面（資源向上（共同）みどり加算）、追加的活動である、有機質肥料に係る経費は環直（堆肥）、畦畔補強に係る経費は多面資源向上（資源向上（共同））にて支援）</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 販売農家であること 推進活動を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること 活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること
交付金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ
対象農用地	<ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域内の農地 ②生産緑地地区内の農地 	<ul style="list-style-type: none"> ①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 <p>※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は、多面では知事特認を受ける必要</p>

③ 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

多面的機能の増進を図る活動

○地域の創意工夫に基づき、以下の a～j から選択した活動と、k の広報活動を毎年度実施^{※1、2}します。

○令和7年度より、h とi を新たに追加します。

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
i：広域活動組織における活動支援班 [※] の設置及び活動の実施	
j：a～i のほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農的関係人口の拡大	

※1 直ちにa～j のいずれかの活動に取り組みない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。

※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、k の広報活動の実施を任意としています。

○多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

	都道府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

i：広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

○要件

広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動を実施している場合、要件を満たしているとみなされます。

○必要な手続、確認方法

活動計画を提出する際に、活動支援班の構成員名簿を併せて提出いただく必要があります。（申請後に設置した場合は、申請した年度の報告時に設置したことが分かる書類を提出）

また、活動支援班の活動実績については、活動記録の備考欄に記載する必要があり、それをもとに活動の有無を確認します。

○活動記録（修正案）

活動実施日時		活動参加人数	活動項目番号（左詰め）	活動内容		具体的な活動内容 （活動場所、活動内容、連携して実施した団体、活動支援班による活動、直営施工等できるだけ具体的に記載）
日付	実施時間			支払区分	活動項目	

h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○要件

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干し期間の延長）をほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。具体的な要件は、P.6に示しているものと同様ですが、増進活動については、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組の要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。

○必要な手続、確認方法

ほかの増進項目と同様に、活動記録をもとに確認します。

④資源向上支払（長寿命化）の交付単価

- 多面的機能支払交付金の長寿命化対策については、これまで、
 - ・ 活動組織の広域化による効率的な長寿命化対策
 - ・ 経費削減が可能である多様な主体の参画による直営施工を促すため、「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる」こととしていました。
- 一方、長寿命化対策の支出に占める外注費は高い水準となっており、限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるためにも、外注する場合と比較して安価に実施できる直営施工を更に推進するべく、令和7年度からは、活動組織の規模に関わらず、「直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」こととしました。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

改正：直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置※あり）

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

※新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

○県・市町・推進協議会の役割と業務

